

第77回国民体育大会参加選手交代（変更）・棄権手続きに

あたったの留意事項

1. 交代（変更）手続き

特別な事情で選手を交代（変更）する場合には次の交代（変更）手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、各競技が定める提出先宛提出すること。
- (2) 添付書類（診断書等）については、各競技の定めにより提出すること。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

・大会出発前に選手交代（変更）が生じた場合

◎県スポーツ協会 ⇒ 当該中央競技団体、開催県実行委員会、会場地実行委員会へ提出する。
当該競技団体は、交代（変更）届及び診断書等必要書類を各4部（診断書は1部原本、3部コピー）作成し、県スポーツ協会へ提出すること。《必要書類は当該中央競技団体に確認のうえ添付》

・大会会場地入り後に選手交代（変更）が生じた場合

交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者※1と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。

なお、提出の際には必ず写しを取り保管し、下記3に従い、後日県スポーツ協会へ提出すること。

◎当該競技の監督 ⇒ 当該中央競技団体及び開催県実行委員会へ提出する。
当該競技の監督は、県選手団連絡責任者（県スポーツ協国体専用携帯電話：080-8251-9687）へ速やかに連絡のうえ、県スポーツ協会より事前に配付された『県選手団連絡責任者の署名及び捺印入り交代（変更）届』を使用して手続きを行うこと。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印必須）

2. 棄権手続き

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- ◇実施要項総則及び当該競技実施要項を参照のうえ、棄権理由を明記した棄権届を当該競技者が出場しようとする競技会初戦までに当該競技会責任者※2宛へFAXにて提出すること。

なお、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

・大会出発前に棄権選手が生じた場合

◎県選手団連絡責任者（県スポーツ協理事長印捺印） ⇒ 当該競技会責任者へ提出する。
当該競技の監督は、県スポーツ協会事務局（TEL:059-372-3880）へ速やかに連絡のうえ、所定の「棄権届」を作成し、県スポーツ協会事務局へ提出（FAX:059-372-3881）すること。

・大会会場地入り後に棄権選手が生じた場合

棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該県選手団連絡責任者の署名及び捺印による提出を認める。

◎県選手団連絡責任者（捺印） ⇒ 当該競技会責任者へ提出する。
当該競技の監督は、県選手団連絡責任者（県スポーツ協国体専用携帯電話：080-8251-9687）へ速やかに連絡のうえ、所定の「棄権届」に必要な事項を記入し、県スポーツ協会事務局にFAX送信すること。
（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）※診断書不要。

3. 大会終了後の手続き

大会終了後、県競技団体ならびに県スポーツ協会は次の手続きを行うこと。

- (1) 選手交代（変更）届の手続きを行った当該競技の監督は、当該競技団体事務局及び県体育協会事務局へ速やかに連絡のうえ、提出された選手交代（変更）届（写し）を県スポーツ協会事務局へ提出（FAX:059-372-3881）すること。
- (2) また、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。
- (3) 県スポーツ協会は、大会終了後2週間以内に当該競技団体から提出された選手交代（変更）届（写し）及び棄権届（原本）を取りまとめ、「選手交代（変更）届提出一覧」「棄権届提出一覧」を作成し、（公財）日本スポーツ協会に提出すること。

※1 「県選手団連絡責任者」については、日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育（スポーツ）協会に対して照会を行い、取りまとめのうえ中央競技団体に通知する。

※2 「競技会責任者」及び「指定FAX番号」については、日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめのうえ都道府県体育（スポーツ）協会に通知する。